

佐賀県規則第 8 号

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則（昭和58年佐賀県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（権限の委任）</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 知事は、前項に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる事務を佐賀県中央児童相談所長に委任する。</p> <p>(1) 児童福祉法第11条第 1 項第 2 号へ及び同条第 4 項に定める事務</p> <p>(2) ~ (9) 略</p> <p>(10) 児童福祉法第31条第 2 項から第 5 項までに定める事務</p> <p>(11) 児童福祉法第33条第 2 項に定める事務</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 児童福祉法第34条の14に定める事務</p> <p>(14) 児童福祉法第34条の15第 2 項に定める事務</p> <p>(15) ~ (19) 略</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 知事は、前項に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる事務を佐賀県中央児童相談所長に委任する。</p> <p>(1) 児童福祉法第11条第 4 項に定める事務</p> <p>(2) ~ (9) 略</p> <p>(10) 児童福祉法第31条第 2 項から第 6 項までに定める事務</p> <p>(11) 児童福祉法第33条第 2 項、第 7 項及び第 9 項に定める事務</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 児童福祉法第34条の19に定める事務</p> <p>(14) 児童福祉法第34条の20第 2 項に定める事務</p> <p>(15) ~ (19) 略</p>

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。